

# 会津若松市商工審議会条例

平成4年12月25日  
会津若松市条例第43号

(設置)

第1条 本市の商工行政の円滑な運営を図るため、会津若松市商工審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 中小企業の振興に関する事項
- (2) 企業立地の促進に関する事項
- (3) その他商工業の振興に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 商工関係団体の代表者
- (2) 学識経験者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に会津若松市商工業振興条例を廃止する条例(平成4年会津若松市条例第40号)の規定による廃止前の会津若松市商工業振興条例(昭和46年会津若松市条例第15号)の規定に基づき任命又は委嘱されている者(会津若松市商工業振興条例施行規則(昭和55年会津若松市規則第2号)第2条第4号に規定する者を除く。)は、この条例の規定に基づいて委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成6年2月23日までとする。

附 則(平成11年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市議会議員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

## 会津若松市商工審議会規則

平成5年3月11日  
会津若松市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、会津若松市商工審議会条例（平成4年会津若松市条例第43号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、会津若松市商工審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。